

クロスボウ 所持禁止

許可制



- 銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、令和4年3月15日からクロスボウの所持が原則禁止となり、所持するには許可が必要となりました。

Q どんなクロスボウが規制の対象？

- A 矢の運動エネルギーが6.0ジュール以上のクロスボウです。
いわゆるピストルクロスボウも含めて一般的なクロスボウは基本的に規制の対象になります。

Q クロスボウを所持する方法は？

- A 所持許可には欠格要件(18歳に満たない者、禁固以上の刑の執行を終えて5年を経過していない者など)に該当しないことが必要です。
また、標的射撃や産業目的等の用途のための所持に限定されており、観賞用等の用途では許可を受けることはできません。
詳しくは、住所地を管轄する警察署までご相談ください。

福島県警察